

「MACKINTOSH」事件

知財高裁平成19年12月21日判決
平成19年(ワ)第6214号 商標権侵害差止請求事件
キーワード：普通名称化

英語圏で普通名称化したと認めた商標について、日本では普通名称化していないと判断された事案

英国法人である原告は、日本国内でアイルランド製コート類の販売を予定するなどしている被告らに対し、原告の有する商標権を侵害すると主張して、その使用の差止めを求めた。

被告らは、本件商標のうちの「MACKINTOSH」の文字部分について、ゴム引き防水布地又はゴム引き防水布地製コートを意味する普通名称であって、本件商標の要部でない旨を主張した。

裁判所は、「MACKINTOSH」の語は、もともとは、スコットランドに多い人名の「Macintosh」に由来し、かつて19世紀にチャールズ・マッキントッシュの発明したゴム引き防水布地によって作られたゴム引き防水布地製コートが英国を中心として広く普及したことから、英語圏では、人名から転じた「Mackintosh」がそのような布地やコートを指すものとして用いられ、さらに、広くレインコートの一般的な名称としても定着したものであると判断した。一方、我が国においては、英国におけるようにゴム引き防水布地製コートが国内に広く普及したことを示す証拠はないこと等を理由に、今日の標準的な日本人の国語的意味において、「マッキントッシュ」の語が、ゴム引き布地又はゴム引き布地製コートとして、認識されているとは認めることができないと判断し、被告らによる商標権侵害を認めた。

本件商標



被告標章

Mackintosh 他

弁理士 土生 真之